

寒河江市の組織が行う事務及び事業からの暴力団排除の推進に関する
要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、寒河江市暴力団排除条例（平成24年市条例第16号。以下「条例」という。）第8条から第10条までに規定する措置又は処分に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団排除措置 暴力団排除のための措置をいう。
- (2) 暴力団 条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員等 条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。
- (4) 暴力団排除 条例第2条第4号に規定する排除をいう。
- (5) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (6) 役員等 次に掲げる者をいう。

ア 法人にあつては、役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）

イ 法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者

ウ 個人にあつては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）

(暴力団排除措置の対象となる市の組織が行う事務及び事業)

第3条 暴力団排除措置の対象となる市の組織が行う事務及び事業（以下「市事務事業」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、暴力団排除措置について市に裁量の余地のない場合及び市事務事業の内容により暴力団排除措置の対象とすることが適切でないと市長が判断する場合を除く。

- (1) 建設工事等の請負並びに物品等の売買、修理及び借入並びに役務の提供並びに業務委託に係る契約
- (2) 公有財産の処分又は貸付に係る契約
- (3) 金銭の貸付に係る契約
- (4) 補助金若しくは交付金又は貸付金等（以下「補助金等」という。）の交付
- (5) 公の施設の利用許可及び公有財産の使用許可
- (6) 許認可、登録等
- (7) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づく公の施設の指定管理者の指定
- (8) その他暴力団を利するおそれがある市事務事業

(暴力団排除措置対象者)

第4条 市事務事業において、暴力団排除措置を講ずる対象者（以下「排除対象者」という。）は、国又は県からの通達等において特別の定めがあるものを除き、次に掲げるものとする。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員等
- (3) 暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は

第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人等

(6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している法人等

(7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

(8) 役員等が、暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入計画等を締結し、これを利用している法人等

(暴力団排除措置)

第5条 市長は、排除対象者であることが判明したときは、次に掲げる暴力団排除措置を講ずるものとする。

(1) 競争入札への参加資格を有する者に対する指名停止措置、競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置又は相手方としていることを取り消し、若しくは解除する措置

(2) 公の施設の利用の承認若しくは許可を与えない措置又は利用を停止し、若しくは利用の承認若しくは許可を取り消す措置

(3) 許認可、登録等の申請等を拒否し、又は許可等を取り消す措置

(4) 補助金等の交付の決定を取り消し、若しくは返還させ、又は違約利息若しくは損害賠償等を求める措置

(5) 公の施設の指定管理者として指定をしない、又は指定を取り消す措置

(6) その他暴力団を排除するために有効な措置

(市事務事業の相手方への周知)

第6条 市長は、暴力団排除措置を行うに当たり、排除対象者であるかどうかを

山形県寒河江警察署（以下「警察署」という。）に照会することがあることを申請書等に記載するなどの方法により、市事務事業の相手方に対し、周知するものとする。

（警察署への照会及び警察署からの回答等に対する対応）

第7条 市長は、市事務事業の相手方が排除対象者に該当するか否かについて確認を行う必要があると認めるときは、寒河江市の組織が行う事務及び事業からの暴力団排除の推進に関する合意書（平成24年11月16日締結。以下「合意書」という。）第5条の規定に基づき、警察署に照会するものとする。

2 市長は、合意書第5条第2項の規定による回答により、当該相手方が排除対象者であることを確認したとき又は合意書第6条の規定による通報を受けたときは、暴力団排除措置を講ずるとともに、その内容を警察署に報告するものとする。

（不当要求行為に対する措置）

第8条 市長は、市事務事業の執行に当たり、排除対象者又は排除対象者のおそれのあるものから市事務事業に対する不当要求、不法行為又は適正な履行を妨げる妨害行為（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、ただちに警察署に通報するとともに、当該不当介入等を受けた者から不当介入等報告書（別記様式）により報告を求めるものとする。

2 前項の不当介入等を受けた者は、前項に規定する報告を行うとともに、合意書第8条に規定する届出を行うものとする。

3 市長は、市職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する地方公務員（臨時的に任用された職員を除く。）である寒河江市職員をいう。）以外の者が不当介入等を受けたにもかかわらず、前項の規定による報告及び届出を怠ったときは、市事務事業における指名停止、文書による警告又は注意喚起等適切な措置を講ずるものとする。

(暴力団排除措置の規定の整備)

第9条 市長は、暴力団排除措置を講ずるため、必要に応じ、規定の整備を行うものとし、当該規定を整備しようとするときは、次に掲げる事項を規定するものとする。

- (1) 市事務事業の相手方が排除対象者でないことが契約等（第3条各号に掲げる市事務事業をいう。以下同じ。）の条件又は基準であること。
- (2) 契約等の締結等の後に、市事務事業の相手方が排除対象者であることが判明した場合は、契約等の取消し等を行うことができること。

2 市長は、前項の規定により当該規定を整備したときは、警察署に報告するものとする。

(情報の管理)

第10条 暴力団排除措置に関係する職員は、当該措置の過程で取得した個人情報（寒河江市個人情報保護条例（平成17年市条例第18号。以下「個人情報保護条例」という。）第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）について、個人情報保護条例の規定に基づき適正に管理し、当該個人情報を暴力団排除措置以外の目的に利用してはならない。

2 市長は、市事務事業の相手方から取得した個人情報を暴力団排除の目的で警察署に提供することがあることを、必要に応じて、当該市事務事業に係る申請書等に記載するものとする。

(適用除外)

第11条 市事務事業からの暴力団排除措置に関し、法令等に暴力団等の排除に関する定めがある場合、国若しくは県等の行政機関からの通知による場合又は市及び警察署の間で別に覚書若しくは協定書若しくは合意書を締結している場合は、この要綱の規定を適用しないものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月25日から施行する。

寒 河 江 市 長 様

住 所

所 属

役職及び氏名

不当介入等報告書

寒河江市の組織が行う事務及び事業からの暴力団排除の推進に関する要綱第8条第1項の規定により、排除対象者又は排除対象者のおそれのあるものから市事務事業に対する不当介入等を受けましたので、下記のとおり報告します。

記

1 排除対象者又は排除対象者のおそれのあるもの

2 不当介入等の概要

(1) 日時 年 月 日 時 分頃

(2) 場所

(3) 不当介入等の内容

◆連絡先

寒河江市 課 係

担当者：

TEL：

FAX：

e-mail：